

計量器（はかり）の定期検査を実施します

計量器（はかり）を商店や病院等で取引や証明に使用している場合は、2年ごとに定期検査の受検が必要です。

前回（令和2年6月）検査を受けた方には、千葉県計量検定所より案内が送られます。

案内が届かない場合や該当すると思われる場合は、生活課までお問い合わせください。 ※検査手数料は千葉県の収入証紙によるお支払いとなります。

◆検査日時

6月10日（金）・13日（月）～16日（木）
いずれも10時30分～12時、13時～15時

◆会場

市役所庁舎北側入口



☎ 15505 FAX 1600
生活課（2階）

Jアラート全国一斉情報伝達訓練

国および市において、地震や武力攻撃などの災害時に備え、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた情報伝達訓練を行います。市内の防災行政無線から左記のとおり放送されますので、ご理解・ご協力をお願いします。

◆訓練実施予定日時

5月18日（水）、8月10日（水）、11月16日（水）、令和5年2月15日（水）（いずれも11時頃を予定）

◆訓練放送内容

〈上り4音チャイム〉
「これは、Jアラートのテストです。」（3回繰り返し）
「こちらは、ぼうさいもばらです。」
〈下り4音チャイム〉

※国の判断により訓練を中止する場合があります。

◆防災対策課（4階）

☎ 7580 FAX 1602

労働力調査へのご回答をお願いします

総務省統計局と千葉県では、毎月、労働力調査を実施しています。この調査は、国の経済政策や雇用対策などの基礎

資料を得ることを目的とした重要な調査で、総務省が毎月公表している『完全失業率』は、この調査をもとに発表されています。

対象となった世帯には、調査員がお伺いしますので、調査へのご回答をお願いします。

◆調査対象

東郷地区および法目地区の一部の世帯

◆調査期間

5月～9月

※調査員は、千葉県知事発行の調査員証を携帯していますので、ご確認ください。

◆千葉県総合企画部統計課

☎ 043（223）2220

経営所得安定対策の申請を受け付けています

販売目的で米などを生産（耕作）する販売農家・集落営農を対象に、国による交付金制度を実施しています。

◆水田活用の直接支払交付金

◆対象者

水田で飼料用米などの戦略作物を、販売目的で生産する販売農家・集落営農

◆単価

対象作物により異なります。

（例）10a当たり
加工用米 2万円
WCS用稲 8万円
飼料用米・米粉用米
収量に依り5万5千円～10万5千円

◆ゲタ対策（畑作物の直接支払交付金）

◆対象者

麦・大豆などを販売目的で生産する認定農業者・集落営農・認定新規就農者

◆単価

支払方法・対象作物・品質区分により異なります。

◆ナラシ対策（米・畑作物の収入減少影響緩和対策）

◆対象者

認定農業者・集落営農・認定新規就農者

◆対象品目

米・麦・大豆・てん菜・でん粉原料用ばれいしょ

◆補てん額

当年産の販売収入の合計が標準的収入を下回った場合に、差額の9割を、農業者の積立金と国の交付金で補てんします。

◆申請方法

交付申請書を6月30日（木）までに提出してください。

※昨年度申請した方も、今年度分の申請が必要です。

※内容により、別途、販売契約等の手続きが必要です。

◆申請・問合せ

◆農政課（6階）

☎ 1526 FAX 1604

道路破損箇所の補修

茂原市管理の道路補修は、土木管理課が担当しています。道路やガードレール、側溝が壊れているのを見つけたらご連絡ください。

スマートフォン等でモバイルレポートを活用し、写真を添付し連絡していただくことも可能です。



☎ 1537 FAX 1605
土木管理課（7階）